

広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第16号

広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第203条の2第1項による報酬及び同条第3項その他の法令の規定による費用弁償、法第204条第1項の規定による給料及び旅費並びに同条第2項の規定による手当並びに法第207条その他の法令の規定による実費弁償の額並びにその支給方法については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 次に掲げる者には、報酬及び費用弁償を支給する。

- (1) 法第180条の5第1項に掲げる委員会の委員及び委員（以下「委員会の委員等」という。）
- (2) 法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
- (3) 前2号に掲げる者以外の特別職の非常勤職員（以下「その他の非常勤職員」という。）

2 企業長には、給料及び旅費を支給する。

3 副企業長には、給料、手当及び旅費を支給する。

4 次に掲げる者には、実費弁償を支給する。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項の規定により出頭した参考人及び法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項の規定により公聴会に参加した者
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

(給与の額等)

第3条 前条第1項に規定する者の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 企業長及び副企業長（以下「企業長等」という。）に支給する給料の額は、別表第2(1)のとおりとする。

3 副企業長には、通勤手当を、広島県水道広域連合企業団企業職員等の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、地域手当及び期末手当を、次の各号に掲げるところにより支給する。

- (1) 地域手当の月額、給料の月額に、100分の7.5を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の規定による地域手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第6号に規定する地域手当の月額に1円未満の端数が生じたときも、同様とする。
- (3) 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においても、同様とする。
- (4) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次に掲げる区分に従い、期末手当基準日前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間における在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ア 3月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が3箇月の場合 100分の35
- (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の28
- (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の21
- (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の10.5

イ 6月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が3箇月の場合 100分の147.5
- (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の118
- (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の88.5
- (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の44.25

ウ 12月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が6箇月の場合 100分の147.5
- (イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の116
- (ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の87
- (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 100分の43.5

- (5) 前号の規定による期末手当の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当の額とする。
- (6) 第3号の期末手当基礎額は、それぞれの期末手当基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、副企業長が受けるべき給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、企業長が別に定める額を加算した額とする。

（給与の支給方法）

第4条 監査委員に支給する報酬は、任期満了後引き続きその職務を行う場合は、その間、日割計算によって支給する。

2 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法は、企業長が別に定める。

3 企業長等に支給する給料及び手当は、一般職の職員の給与の支給方法の例により支給する。

4 企業長は、前項の規定により難いと認めるときは、給料及び手当の支給に関して特別な定めをすることができる。

(費用弁償の支給及びその種類)

第5条 委員会の委員等又は附属機関の委員等には、これらの者が委員会若しくは審査会、審議会、調査会等の招集に応じ、又は職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。

2 その他の非常勤職員には、職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。

3 前2項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(旅費の種類)

第6条 企業長に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料とする。

2 副企業長に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(実費弁償の種類)

第7条 第2条第3項に規定する者に支給する実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(費用弁償等の額)

第8条 第2条第1項に掲げる者に支給する費用弁償の額は、別表第1のとおりとする。

ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

2 企業長等に支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。ただし、副企業長に支給する着後手当及び扶養親族移転料の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

3 前項本文の規定にかかわらず、別表第2の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別な事情により又は当該旅行の性質上困難である場合に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

4 第2条第3項に規定する者に支給する実費弁償の額は、広島県水道広域連合企業団旅費規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号）の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

(外国旅行の旅費等)

第9条 第2条第1項から第3項に規定する者が職務のために外国旅行をしたときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類例によるものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償又は旅費の額は、一般職の職員の外国旅行の旅費との権衡を考慮して旅行命令権者が企業長の承認を得て定める額とする。

(費用弁償等の支給方法)

第10条 前5条の規定による費用弁償、旅費及び実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

2 企業長は、前項の規定により難いと認めるときは、費用弁償の支給に関して特別な定めをすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、この条例に特別の定めがあるもののほか、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

別表第1 (第3条、第7条関係)

区分	報酬	費用弁償			
		宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		甲地方	乙地方		
監査委員	年額1,200,000円	13,100円	11,800円	2,600円	一般の職員の例により算出して得た額
選挙管理委員会委員	日額6,000円				
附属機関の委員等	日額39,200円以内				
その他の非常勤職員	勤務内容に基づき、予算の範囲内で企業長が定める額				

別表第2 (第3条、第7条関係)

(1) 給料月額並びに宿泊料、食卓料、鉄道費、船賃、航空費、車賃及び旅行雑費

区分	給料	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		甲地方	乙地方		
企業長	年額60,000円	14,800円	13,300円	3,000円	一般の職員の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客

副企業長	月額670,000円				運賃の等級に3階級の区分がある場合にあっては、上級の旅客運賃の額
------	------------	--	--	--	----------------------------------

(2) 移転料

区分	路程50キロメートル未満	路程50キロメートル以上100キロメートル未満	路程100キロメートル以上300キロメートル未満	路程300キロメートル以上500キロメートル未満	路程500キロメートル以上1,000キロメートル未満	路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	路程1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	路程2,000キロメートル以上
副企業長	126,000円	163,000円	225,000円	269,000円	381,000円	483,000円	583,000円	651,000円